

4 生活保護制度における子どもの 健全育成のための支援

生活保護制度における子どもの健全育成のための支援

1 趣旨・目的

- 生活保護制度における教育支援については、平成16年の社会保障審議会生活保護制度の在り方に関する専門委員会の提言を踏まえ、平成17年度に高等学校等就学費を創設して子どもの高等学校等への進学を支援するなど、生活保護の有子世帯の自立を支援する観点から、これまでもその充実を図ってきたところ。

【参考】生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年12月)

「高校進学率の一般的高まり、『貧困の再生産』の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校修学が有効な手段となっているものと考えられる。このため、生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」

- 近時、「子どもの貧困」が社会問題化しつつあり、生活保護制度に関する国と地方の協議の場においても、生活保護における「貧困の連鎖」が問題として挙げられ、本年3月に取りまとめられた報告書において、教育支援の強化及び教育扶助・生業扶助(高等学校等就学費)の拡充が指摘されたところ。

【参考】生活保護制度に関する国と地方の協議とりまとめ(平成21年3月)

「生活保護世帯における若齢世代の自立支援を充実させるため、教育部門との連携、支援体制の強化、教育扶助・生業扶助(高等学校等就学費)の拡充等による総合的な取組について検討する必要がある。」

- 今般、内閣総理大臣から、「新しい経済対策」の策定指示に際して、子育て支援や、子ども・若者支援は、高齢者に比較して手薄であるとの指摘があるととも、その充実への要望も強いことから、国民の要望を踏まえて、真に必要な層への効果的な政策を検討するよう指示があった。これを受けて、政府与党による「経済危機対策」においては、中長期的な成長を図るための「成長戦略」に、子育て・教育支援の一環として、「生活保護制度における子どもの健全育成支援」が盛り込まれたところ。

【参考】経済危機対策(平成21年4月)

Ⅱ. 成長戦略—未来への投資

2. 健康長寿・子育て

(3) 子育て・教育支援

- ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充
 - ・ 生活保護制度における子どもの健全育成支援

- これらを踏まえ、被保護世帯の子どもの健全育成を支援するための費用を平成21年度補正予算案に盛り込んだところ。

2 具体的内容

①子どもの健全育成プログラム(仮称)の策定・実施 (7月実施予定)

約21億円

福祉事務所に専門相談員を配置の上、①子どもやその親が日常的な生活習慣を身に付けるための支援、②子どもの進学に関する支援、③引きこもりや不登校の子どもに関する支援などを、福祉事務所と地域の社会資源等が連携して取り組むプログラムを策定・実施し、被保護世帯の子どもが健全に育成される環境を整備する。

(想定している専門相談員の例)

子どもの教育や児童福祉に関する専門知識を有する者

②子どもの学習支援のための給付の創設 (7月実施予定)

約42億円

子どもの家庭内学習やクラブ活動参加を促進するための新たな給付を創設することにより、子どもの学習及び健全育成を支援する。

[基準額(月額)]

○小学生 : 2,560円

○中学生 : 4,330円

○高校生等 : 5,010円

現状

- 女性の社会進出の増加に伴い待機児童が増加に転じたところ。さらに、昨今の厳しい経済・雇用情勢の下等において、待機児童の増加をはじめとする、子ども・子育て家庭を取り巻く環境が変化
(参考)平成20年4月1日現在、待機児童約2万人
- がん検診の重要性に対する認識の不足、女性特有のがんによる死亡者数の増加、女性特有の健康支援ニーズの顕在化
(参考)子宮頸がんによる死亡者数:2,441人 乳がんによる死亡者数:11,323人(平成19年 人口動態統計)
- また、景気悪化に伴う、授業料の支払いが困難な学生等の増加、就職内定取消しなど学生の雇用の不安定化
(参考1)私立大学の授業料減免等に対する私学助成による支援
 補助対象学生数 平成18年度:20,334人 → 19年度:21,110人 → 20年度:22,794人
 (参考2)大学等の学生の就職内定取消しの状況(平成21年3月1日現在)
 内定取消しを受けた学生数:1,155人(うち、就職活動中の者:357人、留年予定の者:126人)
 内定辞退の示唆などの連絡を受けた学生(1,052人)のうち内定を辞退した学生数:496人

施策の概要

- 不況下の子育て世代支援(現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳、年3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施)(1,250億円程度)
- 安心子ども基金の拡充(1,000億円→2,500億円程度)等による地域における子育て支援の拡充やひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充等
 - ・新待機児童ゼロ作戦の集中的実施による保育サービス等の充実(保育の広域的な利用の促進、賃借物件の対象拡大、保育所の耐震整備等)
 - ・地域子育て支援の充実等(地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充)
 - ・ひとり親家庭等への資格習得支援、在宅就業支援等
 - ・児童養護施設等の生活環境改善、退所児童の生活・就業支援等
- 女性特有のがん対策の推進(200億円程度)
 - ・一定の年齢に達した女性に対し、検診手帳を交付するとともに、子宮頸がん及び乳がんの検診の無料クーポン
 - ・女性の健康支援の拡充
- 教育費負担への支援(経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免 奨学金事業等への緊急支援等)(600億円程度)
- 内定取消し問題に対応した大学等の相談体制の充実等、就職支援の強化

施策の効果

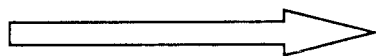
- 平成29年度末までに保育サービス利用率(3歳未満児)を20%→38%にUP
- 雇用創出効果20万人程度(今後10年間)
- 教育費負担への支援により、学生・生徒達が安心して学べる環境に

5 自立支援の充実・強化

生活保護受給者に対する自立支援の推進

○ 生活保護の目的

- ・ 最低生活費の支給
- ・ 自立の助長



○ 自立の助長の内容

- ・ 経済的自立 → 就労 等
- ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
- ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

○ 自立支援プログラム導入の背景

- ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
- ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足

自立支援プログラムの導入(平成17年度～)

- 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた個別プログラムを自治体が策定
- 個々の被保護者に必要なプログラムを選定し、関係部署、保健所、医療機関、福祉施設、NPO等と連携し自立支援を組織的に実施

※ 自立支援プログラムの例

- ・ 稼働能力を有する者（経済的自立の支援）
→ 就労支援員（職安OB等）を福祉事務所に配置し、就労支援を行う。
- ・ 長期入院中の者（日常生活自立の支援）
→ 嘱託医等、医療機関等と連携し、退院を促進する。
- ・ 高齢者等（社会生活自立の支援）
→ 社会福祉協議会、保健師、NPO法人等と連携し、傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持する。

1 自立支援プログラムの運用方針

【平成18年度の運用方針】

- 全自治体で、自立支援プログラムを少なくとも1つ策定

【平成19年度の運用方針】

- 全自治体で、就労支援に関するプログラムを策定
- 生活保護受給者等就労支援事業の積極的な活用
- 稼働能力判定会議の設置

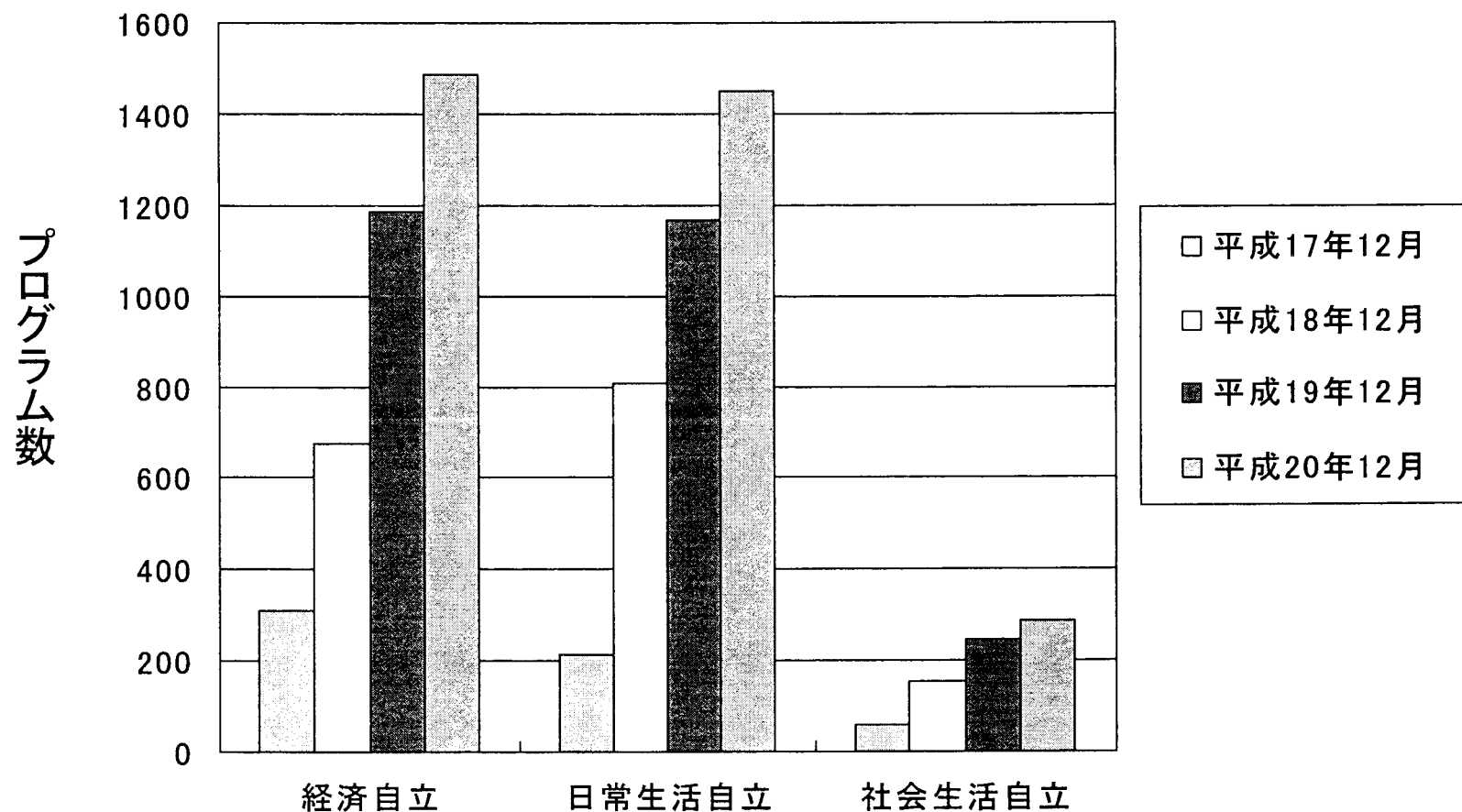
【平成20年度の運用方針】

- 全自治体で、債務整理に関するプログラムを策定
- 生活保護受給者等就労支援事業を一層活用し、自治体独自のプログラムと本事業を連動させた仕組の構築
- 稼働能力判定会議の設置・運営の積極的な取組
- 自立支援業務に関する研修の充実

【平成21年度の運用方針】

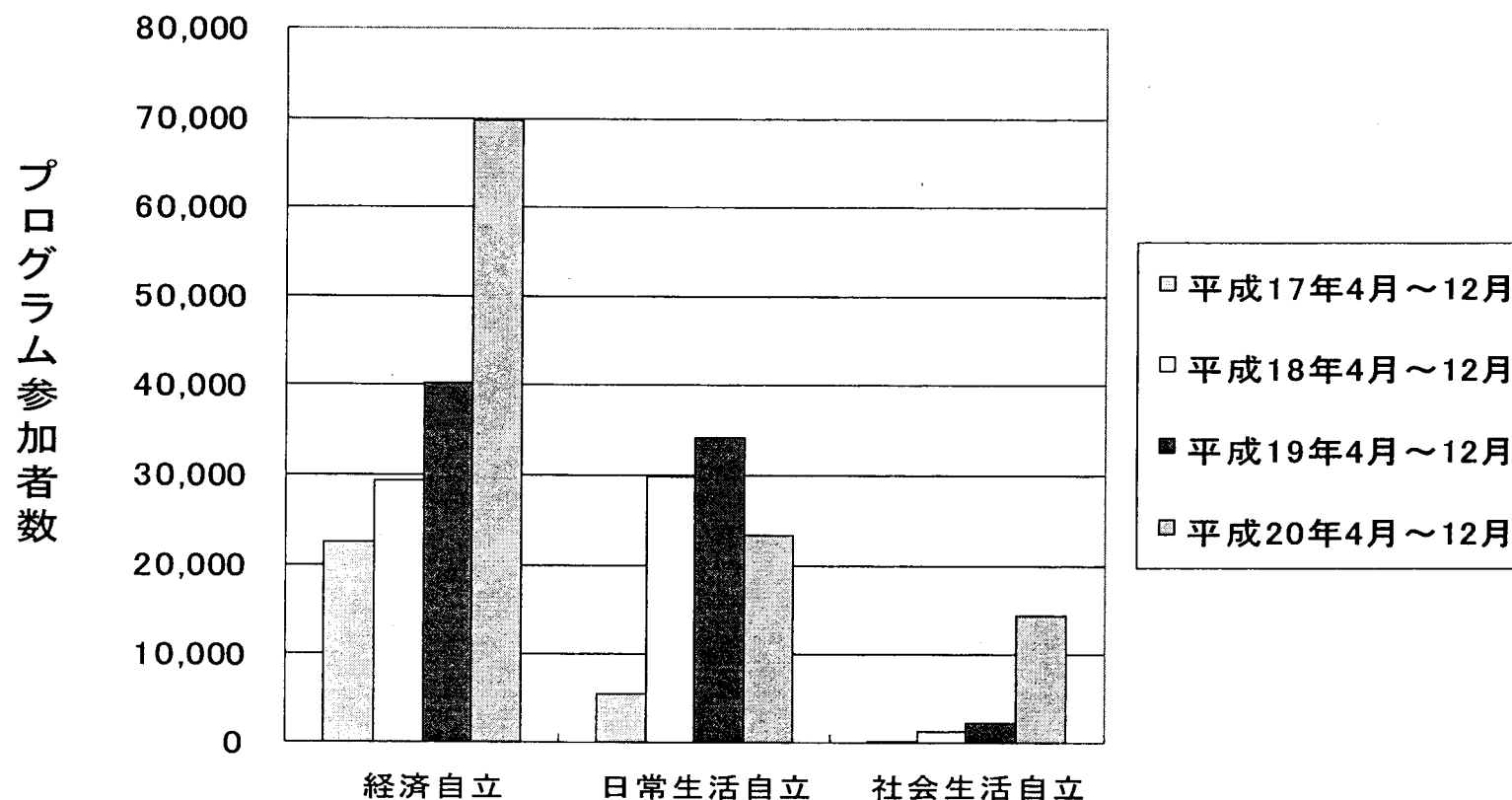
- 母子世帯に対する就労支援等に関するプログラムの充実・強化
- 就労意欲の低い者等に対する就労意欲喚起等支援事業の活用
- 自立支援業務に関する研修の更なる充実
- 子どもの健全育成に関するプログラムの作成・実施

2 自立支援プログラムの策定状況



	平成17年12月		平成18年12月		平成19年12月		平成20年12月	
策定済み個別支援プログラム数	585	100.0%	1,638	100.0%	2,592	100.0%	3,221	100.0%
経済自立に関するもの	311	53.2%	675	41.2%	1,183	45.6%	1,484	46.1%
日常生活自立に関するもの	214	36.6%	808	49.3%	1,165	44.9%	1,448	45.0%
社会生活自立に関するもの	60	10.3%	155	9.5%	244	9.4%	289	9.0%

3 自立支援プログラムの実施状況



	平成17年4月～12月	平成18年4月～12月	平成19年4月～12月	平成20年4月～12月
経済自立に関するもの	22,485	29,347	40,195	69,720
日常生活自立に関するもの	5,497	29,853	34,288	23,401
社会生活自立に関するもの	226	1,355	2,212	14,433
合計	28,208	60,555	76,695	107,554

※平成20年度より、ホームレスに関するプログラムを日常生活自立から社会生活自立に組み替えるなど、集計上の変更を行っている。

4-1 就労支援プログラムの策定状況

【 平成19年度の運用方針 】

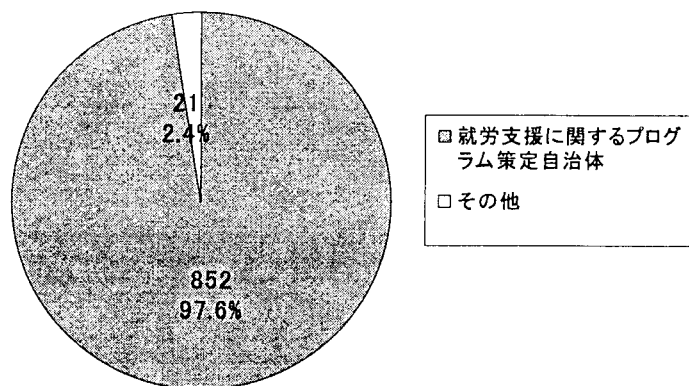
- 全自治体で就労支援に関するプログラムを策定

【 就労支援に関するプログラム策定状況 】

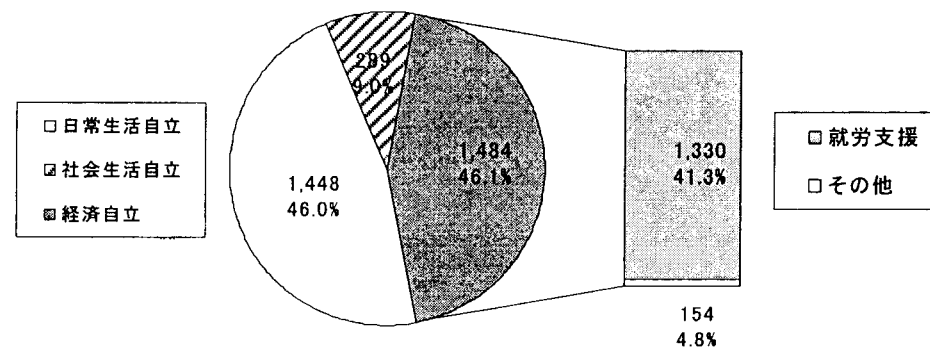
	平成18年12月		平成19年12月		平成20年12月	
就労支援に関するプログラム策定済自治体数	422	49.2%	730	84.1%	852	97.6%
就労支援に関するプログラム未策定自治体数	435	50.8%	138	15.9%	21	2.4%
就労支援に関するプログラム数	620		1,143		1,330	

【 平成20年12月 就労支援に関するプログラム策定状況 】

就労支援に関するプログラム策定自治体の状況



就労支援に関するプログラム策定数の状況



4-2 生活保護受給者等就労支援事業の創設(平成17年度～)

○ 福祉事務所等とハローワークが連携し、被保護者の就労を支援

[福祉事務所]

- 生活保護受給者・児童扶養手当受給者の中から、支援対象者を選定し、ハローワークへ支援要請
- 支援対象者は、稼働能力を有し、就労意欲が高い者(母子家庭の母、リストラされた者等)で早期に適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込める者

[ハローワーク]

- ハローワークの担当者が、福祉事務所等の担当者(ケースワーカー等)の同席の上で支援対象者に面接
- 支援対象者の態様に応じ、面接指導、職業訓練等を実施

○ 実施状況

	支援対象者(人) [A]			就職件数(人) [B]			就職率 [B] / [A]		
	生活保護受給者	児童扶養手当受給者	計	生活保護受給者	児童扶養手当受給者	計	生活保護受給者	児童扶養手当受給者	計
平成17年度	9,011	169	9,180	3,007	76	3,083	33.4%	45.0%	33.6%
平成18年度	10,586	1,284	11,870	5,535	655	6,190	52.3%	51.0%	52.1%
平成19年度	9,919	2,503	12,422	5,315	1,426	6,741	53.6%	57.0%	54.3%
累計	29,516	3,956	33,472	13,857	2,157	16,014	46.9%	54.5%	47.8%

4-3 就労支援の成果

○ 就労支援により約22,300人(平成19年度)が新規就労・増収を実現

(単位:人)

	新規就労	増収	合計
1 福祉事務所による就労支援プログラム	14,025 (77%)	4,146 (23%)	18,171 (100%)
2 ハローワークとの連携事業 (生活保護受給者等就労支援事業)	2,974 (71%)	1,207 (29%)	4,181 (100%)
合計	16,999 (76%)	5,353 (24%)	22,352 (100%)

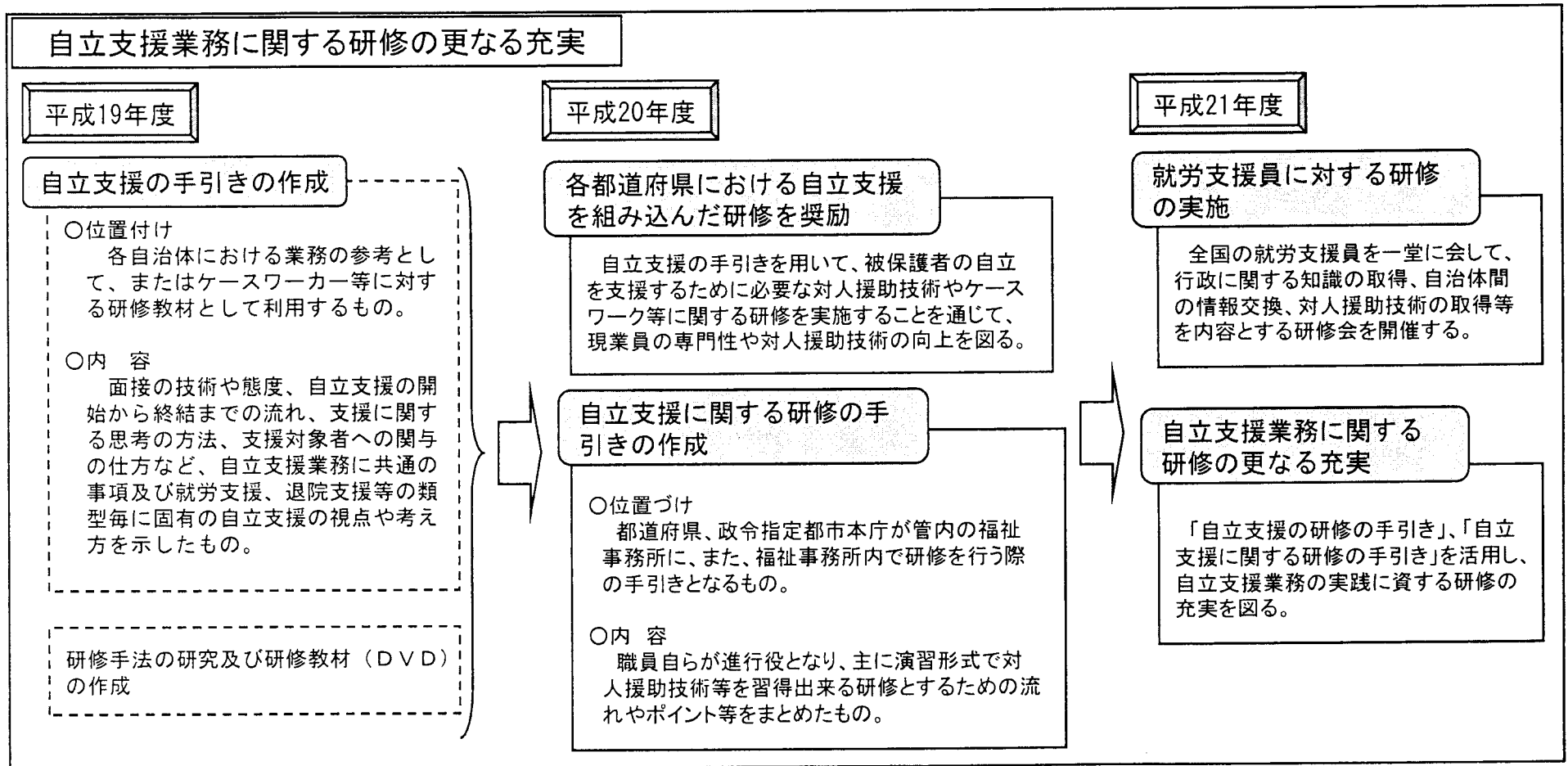
(平成19年度実績)

(注1)福祉事務所による就労支援プログラムの参加者は、49,000人。

(注2)前々頁の就職者数とハローワークとの連携事業の新規就労・増収の合計に差異があるのは、同一の参加者が就職と退職を複数回繰り返した場合、前頁は延人員、本頁は実人員でカウントしているため。

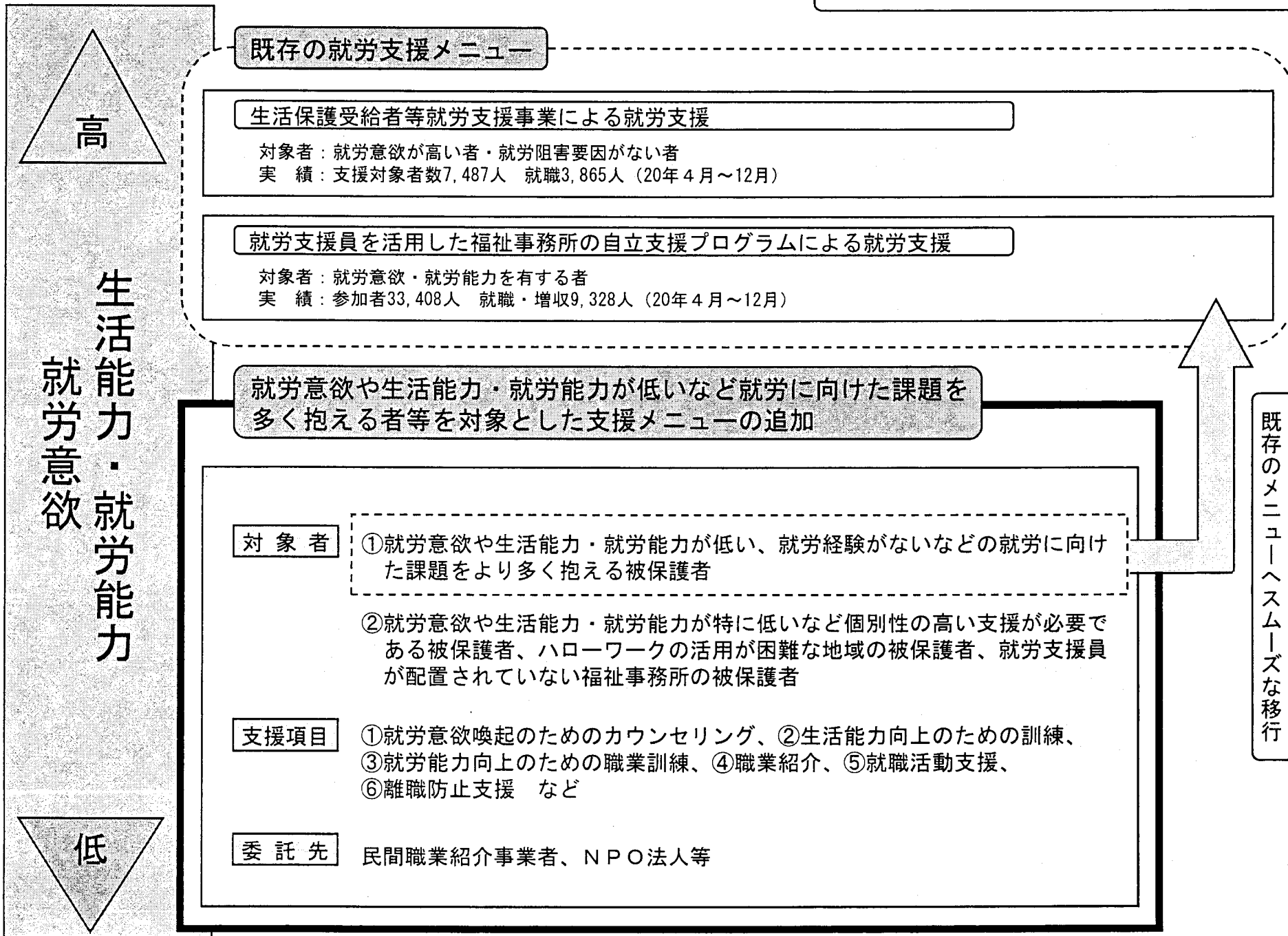
5 平成21年度の自立支援プログラムの運用方針

- 母子世帯に対する就労支援等に関するプログラムの充実・強化
- 自立支援業務に関する研修の更なる充実
- 就労意欲の低い者等に対する就労意欲喚起等支援事業の活用
- 子どもの健全育成に関するプログラムの作成・実施



6 就労意欲喚起等支援事業の実施について

セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニュー事業



高

生活能力・就労能力
就労意欲

低

既存の就労支援メニュー

生活保護受給者等就労支援事業による就労支援

対象者：就労意欲が高い者・就労阻害要因がない者
実績：支援対象者数7,487人 就職3,865人（20年4月～12月）

就労支援員を活用した福祉事務所の自立支援プログラムによる就労支援

対象者：就労意欲・就労能力を有する者
実績：参加者33,408人 就職・増収9,328人（20年4月～12月）

就労意欲や生活能力・就労能力が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者等を対象とした支援メニューの追加

対象者

- ①就労意欲や生活能力・就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者
- ②就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援員が配置されていない福祉事務所の被保護者

支援項目

- ①就労意欲喚起のためのカウンセリング、②生活能力向上のための訓練、③就労能力向上のための職業訓練、④職業紹介、⑤就職活動支援、⑥離職防止支援 など

委託先

民間職業紹介事業者、NPO法人等

既存のメニューへスムーズな移行